

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令（平成十九年一月二十四日政令第十一号）

一部改正 平成二十一年一月十五日政令第三号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令をここに公布する。

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令

内閣は、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項及び第三項、第十八条、第三十二条並びに別表第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定広域団体）

第一条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める都道府県は、北海道とする。

（水道法施行令の特例）

第二条 法第七条の規定により特定広域団体が別表第一号又は第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したときは、同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（第三項を除き、以下単に「公告の日」という。）以後における水道法施行令（昭

和三十二年政令第三百三十六号)第十四条の規定の適用については、同条第一項中「五万人」とあるのは「五万人(給水区域の全部が一の計画作成特定広域団体(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)第二条第一項に規定する特定広域団体で道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令(平成十九年政令第十一号)別表第一号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したものをいう。)の区域に含まれる特定水源水道事業にあつては、二百五十万人。第三項を除き、以下同じ。)」と、同条第二項中「水道用水供給事業」とあるのは「水道用水供給事業(給水区域の全部が一の計画作成特定広域団体(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第二条第一項に規定する特定広域団体で道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令別表第二号に掲げる事務に関する事項が定められている道州制特別区域計画を作成したものをいう。))の区域に含まれる水道事業者に対してのみその用水を供給するもの(以下「特定広域水道用水供給事業」という。))にあつては、一日最大給水量が百二十五万立方メートル以下であるもの)」と、同条第四項第三号中「水道用水供給事業者間」とあるのは「水道用水供給事業者間又は一日最大給水量の合計が百二十五万立方メートルを超えない二以上の特定広域水道用水供給事業者(特定広域水道用水供給事業

を經營する者をいう。以下この項において同じ。）間」と、同項第四号中「水道用水供給事業者」とあるのは「水道用水供給事業者又は一日最大給水量が百二十五立方メートル以下である特定広域水道用水供給事業者」と、同項第五号中「水道用水供給事業者（）」とあるのは「水道用水供給事業者又は一日最大給水量が百二十五立方メートル以下である特定広域水道用水供給事業者（いずれも）」とする。

2 前項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日前に別表第一号に規定する特定水源水道事業又は同表第二号に規定する水道用水供給事業に関し水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の規定により厚生労働大臣がした認可等の処分その他の行為は、当該公告の日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により当該特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為とみなす。

3 特定広域団体が第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は計画期間が満了した場合においては、当該道州制特別区域計画の変更に係る法第七条第五項において準用する同条第四項の規定による公告の日又は法第五条第二項第三号の計画期間が満了した日（以

下「変更公告等の日」という。）前に第一項の規定により読み替えて適用する水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為（水道法施行令第十四条第一項に規定する水道事業又は同条第二項に規定する水道用水供給事業に関して都道府県知事がした行為を除き、前項の規定により当該特定広域団体の知事がした認可等の処分その他の行為とみなされた行為を含む。）は、当該変更公告等の日以後においては、水道法施行令第十四条第一項、第二項又は第四項に規定する水道法の規定により厚生労働大臣がした認可等の処分その他の行為とみなす。

（調理師法施行令の特例）

第三条 法第十四条第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日以後は、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第一条の二及び第一条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第二条第一項に規定する特定広域団体（以下単に「特定広域団体」という。）の知事」と、同令第一条の四及び第一条の五中「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、

厚生労働大臣」とあるのは「特定広域団体の知事」とする。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例に係る経過措置)

第四条 法第十六条第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、公告の日において現に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十七条第二項又は第七項の規定により環境大臣に対して行っている許可の申請又は危険猟法許可証の再交付の申請（以下この条において「危険猟法の許可等の申請」という。）で法別表第七号に掲げる事務に係るものは、当該公告の日以後においては、法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第二項又は第七項の規定により当該特定広域団体の知事に対して行っている危険猟法の許可等の申請とみなす。

2 特定広域団体が法第十六条第一項の道州制特別区域計画を変更し、同項に規定する事項が定められないこととなった場合又は法第五条第二項第三号の計画期間が満了した場合においては、変更公告等の日において現に法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第二項又は第七項の規定により当該特定広域団体の知事に対して行っている危険猟法の許可等の

申請（前項の規定により当該特定広域団体の知事に対して行っている危険猟法の許可等の申請とみなされたものを含む。）で法別表第七号に掲げる事務に係るものは、当該変更公告等の日以後においては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第三十七条第二項又は第七項の規定により環境大臣に対して行っている危険猟法の許可等の申請とみなす。

（麻醉の作用を有する劇薬）

第五条 法別表第七号の政令で定める麻醉の作用を有する劇薬は、次に掲げるものとする。

一 二―（二―クロロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミン）及びその塩類

二 二―（二・六―ジメチルフェニル）アミノ―五・六―ジヒドロ―四H―一・三―チアジン（別名キシラジン）及びその塩類

三 四―「二―（二・三―ジメチルフェニル）エチル」―一H―イミダゾール（別名メデトミジン）及びその塩類

（特定事務等）

第六条 法別表第八号の政令で定める事務等は、別表に掲げる事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年一月二十六日）から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際、特定広域団体が法第十四条第一項又は第十六条第一項の道州制特別区域計画を法第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により公告している場合における第二条及び第三条第一項の規定の適用については、第二条中「法第七条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（次条第一項において単に「公告の日」という。）」とあるのは「附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（次条第一項において「一部施行日」という。）」と、第三条第一項中「、公告の日」とあり、及び「、当該公告の日」とあるのは「、一部施行日」とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十七号から第九十一号まで」を「第三十八号から第九十二号まで」に改め、同条中第九十一号を第九十二号とし、第三十七号から第九十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)第十九条
第一項に規定する交付金

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令の一部改正)

第四条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行令(平成十八年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条の改正規定を次のように改める。

第二条中「第三十八号から第九十二号まで」を「第三十七号から第九十一号まで」に改め、第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第六十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六十二号中「(第十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)」を削り、同号を同条第六十一号とし、同条第六十三号を第六十二号とし、第六十四号を第六十三号とし、第六十五号を第六十四号とし、同条第六十六号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同条第六十五号とし、同条第六十七号中「第三十一号」を「第三十号」に改め、同号を同条第六十六号とし、同条第六十八号を第六十七号とし、第六十九号から第九十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九十一号中「第三十五号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第九十号とし、同条第九十二号を同条第九十一号とする。

(内閣府本府組織令の一部改正)

第五条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号フを同号コとし、同号ネからケまでを同号ナからフまでとし、同号ツ中「チからソまで」を「リからツまで」に改め、同号ツを同号ネとし、同号トからソまでを同号チからツまでとし、同号への次に次のように加える。

ト 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

附 則 （平成二十一年一月十五日政令第三号）

この政令は、平成二十一年一月二十二日から施行する。

別表（第二条、第六条関係）

番 号	事 務	関 係 条 項
一	水道法施行令第十四条第一項及び第四項に規定する水道法の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第一項に規定する特定水源水道事業（同法第三条第十二項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれるものに限る。）に係るもの	第二条
二	水道法施行令第十四条第二項及び第四項に規定する水道法の規定による認可等の処分その他の行為に関する事務で同条第二項に規定する水道用水供	第二条

給事業（同法第三条第十二項に規定する給水区域の全部が一の特定広域団体の区域に含まれる同条第五項に規定する水道事業者に対してのみその用水を供給するものに限る。）に係るもの